

二 第四条第一項又は第七条第一項の規定に違反して通知を怠つたときは、この法律は、公布の日から、これを施行する。

附 則（平成一六年一二月一日法律第一四七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則（令和元年一二月一一日法律第七一号）抄

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。